

新潟市自治会等防犯灯補助金交付要綱

平成23年	4月	1日	制定
平成25年	4月	1日	改正
平成26年	4月	1日	改正
平成29年	4月	1日	改正
令和2年	4月	1日	改正
令和4年	4月	1日	改正
令和5年	4月	1日	改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、自治会・町内会またはその連合組織、地域コミュニティ協議会（以下「自治会等」という。）が当該地域内及び当該隣接地域の夜間における犯罪を防止し、明るく住みよいまちづくりを目標として自主的に設置管理する防犯灯を対象に設置費及び電気料の一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- 1 防犯灯とは自治会等が設置し維持管理する街灯をいい、商店街等に設置する照明灯（広告灯・看板灯）は除くものとする。
- 2 環境配慮型防犯灯とは、従来型の防犯灯に比べて光源が長寿命かつ省電力の防犯灯等、別に定める防犯灯をいう。
- 3 専用柱とは防犯灯の設置箇所に灯具を取り付ける工作物がない場合に立てる柱をいい、支線や支柱、支線柱は除くものとする。

(補助金の交付)

第3条 市長は、防犯灯を設置又は電気料を負担する自治会等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付の対象)

第4条 補助金交付の対象は、防犯灯及び専用柱の設置に要する費用のうち、次の表のいずれかの条件を満たすものとする。

1	60W以下の環境配慮型の防犯灯を新たに設置する場合又は寄附等により環境配慮型の防犯灯が移管される場合
	(1) 既設の防犯灯から直線で25メートル以上の距離の地点に設置する防犯灯 (2) 既設の防犯灯から25メートル未満の距離であっても、その照明効果が及ばない地点に設置する防犯灯
2	既設の防犯灯を取り換えて設置する場合（設置から5年以上が経過し、前項第1号及び第2号の地点において取替える防犯灯に限る。）
	(1) 環境配慮型の防犯灯で60W以下の防犯灯 (2) 環境配慮型の防犯灯で60Wを超える防犯灯であっても、既に補助金交付の対象としている防犯灯
3	専用柱を設置する場合
	(1) 防犯灯を取り付ける工作物がないため設置又は取替を行う専用柱
4	市長が特に認める場合

2 防犯灯の電気料の補助金については、次の表に定めるところによる。

1	補助金交付の対象とする防犯灯
	(1) 自治会等が維持管理している防犯灯のうち、当該年度の9月分の電気料を負担している防犯灯
2	補助金交付の対象としない防犯灯
	(1) 令和4年4月1日以降に新たに設置した環境配慮型防犯灯のうち、60Wを超えるもの（寄附等により移管されたものは含まない。）
	(2) 令和4年4月1日以降に新たに設置した環境配慮型以外の防犯灯のうち、100Wを超えるもの（寄附等により移管されたものは含まない。）

(補助金の額)

第5条 防犯灯設置補助金の額は、予算の範囲内で次の表に定めるところによる。

	補助金の額	上限（限度）額
1	環境配慮型防犯灯の設置に要する費用の2分の1以内の額	1灯当たり30,000円
2	専用柱の設置に要する費用の2分の1以内の額	1本当たり33,000円

備考

- 1 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助する。
- 2 設置に要する費用は、器具代及び取り付けに要する費用を含む。
- 2 防犯灯電気料の補助金の額は、予算の範囲内で次の表に定めるところにより算出した額を合算した額とする。ただし、合算した額が当該年度の9月分の電気料に12を乗じて得た額を上回る場合は、当該年度の9月分の電気料に12を乗じて得た額から100円未満の端数を切り捨てた額とする。

	対象となる防犯灯	補助金の額	1灯当たりの 上限（限度）額
1	当該年度中に新規設置し、電気料の支払が12か月分に満たない防犯灯	各防犯灯の6か月分の電気料	40Wをこえ60Wまでの公衆街路灯の1灯当たりの6か月分の電気料
2	環境配慮型以外の防犯灯	各防犯灯の6か月分の電気料	60Wをこえ100Wまでの公衆街路灯の1灯当たりの6か月分の電気料
3	上記1及び2に該当しない防犯灯	各防犯灯の12か月分の電気料	40Wをこえ60Wまでの公衆街路灯の1灯当たりの12か月分の電気料

備考

- 1 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助する。
- 2 この表において、「6か月分の電気料」とは、当該年度の9月分の電気料に6を乗じて得た額をいい、「12か月分の電気料」とは、当該年度の9月分の電気料に12を乗じて得た額をいう。
- 3 上記表の3により防犯灯電気料の補助金の額が決定された後、廃止等により電気料の支払が12か月分に満たない防犯灯があったときは、防犯灯電気料の補助金の額は、その防犯灯の6か月分の電気料とし、次年度の補助金から控除する。

(交付申請)

第6条 規則第6条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする自治会等は、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 1 防犯灯設置

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 収支予算書
- (3) 工事見積書
- (4) 設置場所略図
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 防犯灯電気料

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 電力会社発行の当該年度の9月分電気料金領収書（支払いを証明する書類を含む。）
又はその写し
- (3) 電力会社発行の当該年度の9月分電気料金請求内訳書又は、公衆街路灯管理一覧表
又は、灯数と電気料金の確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、規則第6条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、補助金の交付を決定したときはその決定の内容（交付の条件を付したときは、その決定の内容及び条件）を、補助金等の不交付の決定をしたときはその旨を、速やかに補助金交付（不交付）決定通知書により、自治会等に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 自治会等は、補助事業が完了したときは、規則第13条の規定により次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) 収支精算書
- (3) 設置完了証明書又は領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書により、自治会等に通知するものとする。

（防犯灯電気料に係る実績報告書の取り扱い）

第10条 防犯灯電気料に係る規則第13条の規定による実績報告は、規則第6条の規定による補助金の交付申請があったときに当該申請書によってなされたものとする。

2 防犯灯電気料に係る規則第14条の規定による補助金の額の確定は、規則第7条の規定による補助金の交付を決定するときにあわせて行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- (適用期間)
- 2 この要綱の適用期間は、平成26年3月31日までとする。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- (適用期間)
- 2 この要綱の適用期間は、平成29年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- (適用期間)
- 2 この要綱の適用期間は、令和2年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- (適用期間)
- 2 この要綱の適用期間は、令和5年3月31日までとする。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- (適用期間)
- 2 この要綱の適用期間は、令和8年3月31日までとする。